



お知らせ

町職員の募集

町では、平成29年度職員採用候補者試験を実施します。

- 【一般事務（行政）大学卒】
 - ・募集人員 若干名
 - ・受験資格 昭和62年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた方で大学卒業または平成29年3月までに卒業見込みの方
- 【資格免許職（保育士・幼稚園教諭）】
 - ・募集人員 若干名
 - ・受験資格 昭和62年4月

ファイナンシャルプランナー生活改善相談会（無料）

ファイナンシャルプランナーとは、家計や経営の相談役として、みなさんの収入・支出・資産・債務・保険の保障内容などを「ここが無駄はないか」「より良いお金の使い方はないか」など、ライフスタイルに合ったアドバイスをご提供する方です。

相談会では、相談内容をもとに家計診断をし、借入金・過払い金・保険・年金等、生活改善の提案をすることで、家計全般の見直しができます。

ファイナンシャルプランナーに相談してみたいけど、不安があったり、敷居を高く感じて一歩踏み出せないでいる方も、この機会にぜひご相談ください。

【相談できる内容】

- ・家計の管理や家計収支を見直す方法は？
- ・お金の運用方法は？
- ・子どもの教育費の目安

2日以降に生まれた方で保育士・幼稚園教諭のいずれの資格、免許を有する方または平成29年3月までに取得見込みの方

▼募集期間 5月26日頃から6月24日昼まで（郵送の場合は6月22日の消印分まで）

▼一次試験日 7月24日回

▼一次試験会場 福島大学（福島市金谷川1）

▼二次試験日 一次試験合格者に通知

▼試験方法（一次）教養試験、専門試験、適性試験（二次）論文、面接および集団討論

▼申込用紙請求 総務課で交付。郵便で用紙を請求する場合「大卒試験申込用紙請求」または「資格免許職試験申込用紙請求」と朱書きし、120円切手を貼った自分宛の返信用封筒（角形2号）を必ず同封。

▼申込・問い合わせ 総務課庶務係

☎585・2112

合併処理浄化槽設置整備事業

河川や湖沼などの水質保全や生活環境の改善、公衆衛生の向上を図るためには、家庭から出る生活排水を浄化するための公共下水道や合併処理浄化槽の普及が欠かせません。町では下水道事業計画区域外の地域で、合併処理浄化槽の普及促進のため補助金の交付を行っています。

従来の合併処理浄化槽設置費用補助金に加え、単独処理浄化槽や汲取り便槽の撤去費用も補助金の対象となります。※議決予算の範囲内での補助となります。

【浄化槽法第11条に基づく法定検査の実施】

浄化槽法では、生活排水の適正な処理および生活環境の保全、公衆衛生の向上のために、年1回の定期検査（11条検査）が義務付けられています。浄化槽管理者（設置者）は、毎年1回、指定検査機関（福島県が指定）の定期検査（11条検査）

を受けなければなりませんので、まだ検査を受けていない方は、次の検査機関にお申込みください。

※検査に関することについては、次の検査機関または浄化槽の維持管理を委託している浄化槽保守点検業者へお問い合わせください。

【真知事指定検査機関】
公益社団法人 福島県浄化槽協会浄化槽検査委員会
福島支所
〒960・8055 福島市野田町1丁目16番35号
☎531・1766

浄化槽の設置	対象	浄化槽の補助金 (限度額)
	下水道事業計画区域外で、10人槽以下の合併処理浄化槽を新たに設置しようとする方	5人槽 7人槽 10人槽

単独浄化槽・汲取り便槽の撤去	対象	区分	撤去費補助金 (限度額)
	現在使用している単独処理浄化槽及び汲取り便槽を合併処理浄化槽に転換しようとする方	単独処理浄化槽からの転換で撤去が必要な場合であって、施工上の制約の有無に関わらず、同一敷地内に合併処理浄化槽を新設する場合	上記以外の場所に新設する場合および汲取り便槽からの転換の場合
上記以外の場所に新設する場合および汲取り便槽からの転換の場合			30,000円

は？

- ・住宅購入や住宅ローンの返済計画を見直す方法は？
 - ・保険の見直し方法は？
 - ・老後や年金のことが心配！老後の生活設計を立てるには？など
- ▼日時 5月21日(日)午前9時から午後4時50分
- ▼場所 国見町観月台文化センター2階第1会議室
- ▼相談員 ファイナンシャルプランナー遠藤明彦さん
- ▼申込定員 7人程度（相談時間1人50分）ご希望の方は、事前予約（先着順）をお願いします。電話予約も受付します。
- ☎585・2780

高齢者向給付金 年金生活者等支援臨時福祉給付金の受付

一億総活躍社会の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい高齢者の方を支援します。

給付金を受け取るには、申請が必要です。給付金の申請先は、平成27年1月1

日時点でお住まいの市町村になります。

▼対象 平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上になる方。該当すると思われる方には町から申請書が送付されます（平成27年度臨時福祉給付金を申請されていない方でも、該当する場合がありますので、保健福祉課までお問い合わせください）。

▼給付金 1人につき3万円

▼申請期間 7月14日(金)まで。午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分まで※土日祝日は受付を行いません。

▼申請場所 保健福祉課

▼提出書類 ①申請書②本人確認書類（健康保険証・運転免許証・障がい者手帳等）③振込口座を変更される人は振込先に指定する通帳④はんこ⑤代理の人が申請する場合は、代理人の身分証明となるものを持参ください。

【制度に関する問い合わせ】
☎厚生労働省給付金専用ダイヤル

人権に関する困りごとなどの相談

毎年6月1日は「人権擁護委員の日」です。この日に合わせて、町では人権に関する困りごとや悩みごとへの相談を受け付ける特設人権相談所を開設します。

今年も、次の日程により人権擁護委員のほか、行政相談委員と地域のお悩みごとに関する民生児童委員会会場でもさまざまな相談を受付けます。

相談は無料で、秘密は固く守られます。困りごとやお悩みのある方は、お気軽にご相談ください。

▼日時 6月1日(日)午前9時から正午

▼場所 観月台文化センター1第二和室

☎保健福祉課社会福祉係
☎585・2793

農業委員会からのお知らせ

5月の農業委員会定例総会は次のとおりです。傍聴においでください。

- ◆日時 5月23日(日)
午後1時30分から
- ◆場所 国見町役場
2階 大会議室
- ◆問い合わせ 農業委員会事務局
☎585-2890